

社長塾セミナー

年収の壁セミナー2026

2026年4月16日

新美税務会計事務所 大森慶一

目次

- ① はじめに
- ② 「178万円の壁」について
- ③ 「130万円の壁」について
- ④ 「106万円の壁」と社会保険の加入要件
- ⑤ 令和7年と令和8年の比較
- ⑥ まとめ

① はじめに

➤ 今回の「年収の壁セミナー」を解説するにあたり 収入が
給与のみの人（年金収入などが無い、主に10代～50代）を 対象として
すすめていきます。

なぜなら、「**178万円**の壁」や「**130万円**の壁」となる
金額が（178万円 や 130万円）、**給与収入を指している** ためです。

※例えば、年金収入がある人（60歳以上）などについては、
「130万円の壁」が「180万円の壁」になります。